

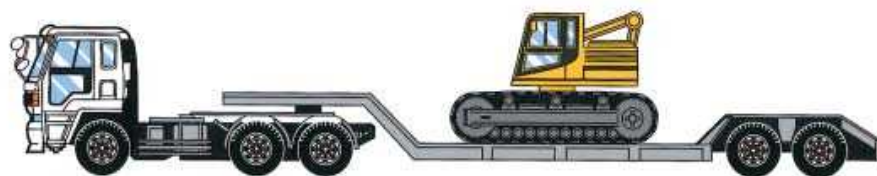
【特殊車両オンライン申請講習会】



特殊車両通行許可制度について

**(一社) 近畿建設協会
技術部 萩尾 正和**

平成26年3月10日 大阪国道事務所



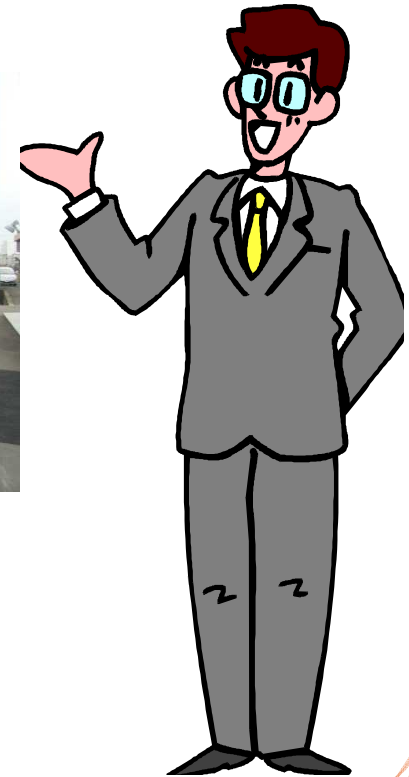
(イラスト出典:(公財)日本道路交通情報センター 資料)

はじめに

道路はみんなの財産です。



【特車指導取締り】



XINHUANET

海外の事例

中国

【落橋事故】



特殊車両通行申請及び許可の必要性

道路はある一定の規格(一般的制限値)の車両が安全・円滑に通行することができるように設計されており、**一般的制限値を超える車両の通行について、道路の構造や交通に危険を及ぼす恐れがあるため通行が禁止**されています。【道路法第47条】

しかしながら、実際の社会・経済活動に伴い、**車両の使用目的や車両に積載する貨物の特殊性**から、やむを得ず一般的制限値を超える車両の通行が必要となってきます。

そこで、道路法では車両の構造又は積載する貨物の特殊性を審査し、必要上やむを得ないと道路管理者が認める場合に限り、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するために**必要な条件を附して、一般的制限値を超える車両の通行を許可**することができる。【道路法第47条の2】

特殊車両通行許可制度（法令関係）

道路法第47条

- 第1項 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める

【車両制限令第3条】

- 第2項 政令で定める最高限度を超えるものは、道路を通行させてはならない。

道路法第47条の2（特殊車両通行許可）

■第1項 車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは・・・申請に基づいて・・・条件を附して・・・車両の通行を許可することができる。

■第2項 申請は一の道路管理者で行うことができる。

⇒ 他の道路管理者に協議

■第3項 手数料の納付

■第4項 手数料の額

☆具体的には

・未採択路線又は個別協議路線

（通常の審査は「道路情報便覧」により審査。）

☆第4項の政令【車両制限令第16条】

●1通行経路毎に**200円**（往復は2経路）

■第5項 許可証の交付

■第6項 許可証の携帯

■第7項 申請の方法・様式・許可の手続き ➡ 省令で定める

☆第7項の省令

【車両の通行の許可の手続きを定める省令第6条】

- 別記様式第一（申請書）
- 別記様式第二（許可証）

道路法第47条の3（車両の通行に関する措置）

■第1項 47条第2項違反 （無許可）

47条の2第1項違反 （条件違反）

通行の中止・総重量
の軽減等の措置命令

道路監理員制度
（法第71条第4項）

☆罰則規定 【道路法第101条（5号）】

6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

第1項の政令【車両制限令第3条】

1. 幅	<u>2.5 m</u>
2. 重量	
総重量(自重+積載物)	<u>20 t</u> (25 t)
軸重	<u>10 t</u>
隣接荷重	18 t ~ 20 t
輪荷重	<u>5 t</u>
3. 高さ(積載物含む)	<u>3.8 m</u> (4.1 m)
4. 長さ	<u>12 m</u>
5. 最小回転半径	<u>12 m</u>



☆ () 書きは重さ及び高さ指定道路の最高限度値

- ① 重さ指定道路については、最遠軸距に応じ、20t~25tまで
- ② 近畿管内の直轄国道は、ほぼ指定されています。

通行条件とは

審査の結果、道路管理者が通行することがやむを得ないと認めるときには、**必要な条件を附して許可**します。この条件を通行条件といいます。

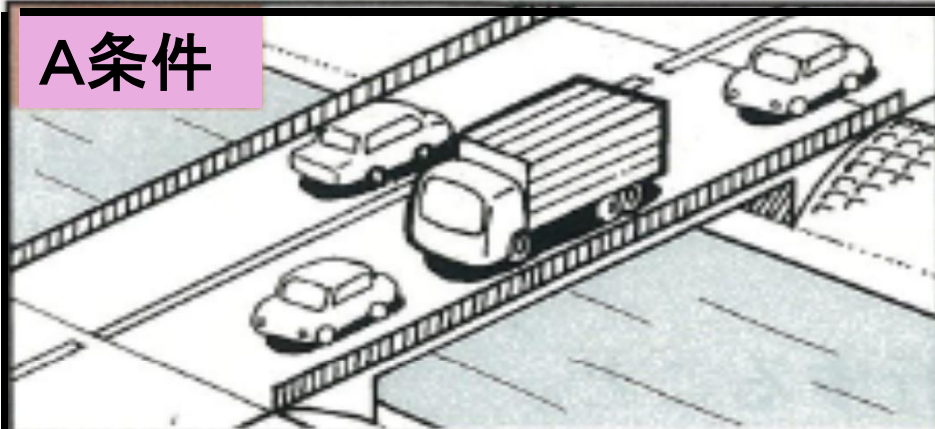
- A条件 ➡ 特別の条件を付さない。
- B条件 ➡ 障害箇所等(橋梁・交差点)を徐行及び連行禁止
※下記参照
- C条件 ➡ B条件＋当該車両の前後に誘導車を配置
- D条件 ➡ C条件＋かつ、2車線内に他車が通行しない状態で当該車両が通行する。(併進不可)

■通行時間帯指定：・重量D条件
・幅3m超&寸法(幅)C条件の場合、**21時～6時**

☆連行禁止 ➡ 2台以上の特殊車両が縦列をなして、同時に橋の同一径間を渡ることを禁止する措置。

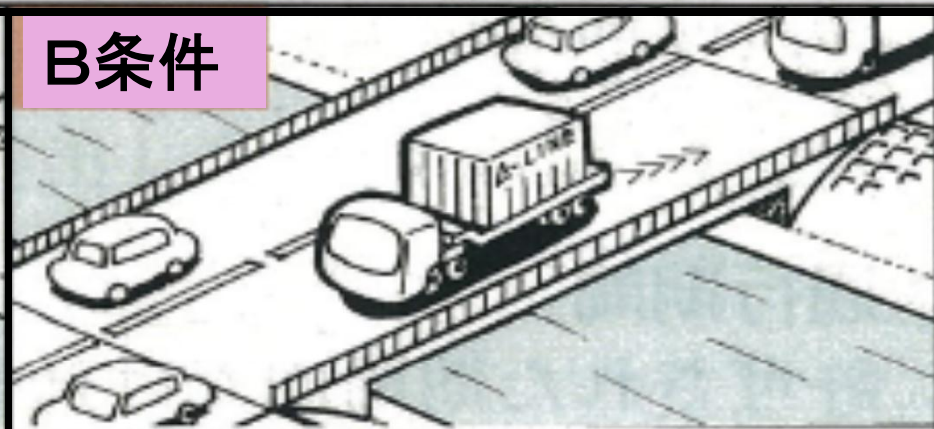
通行条件

A条件



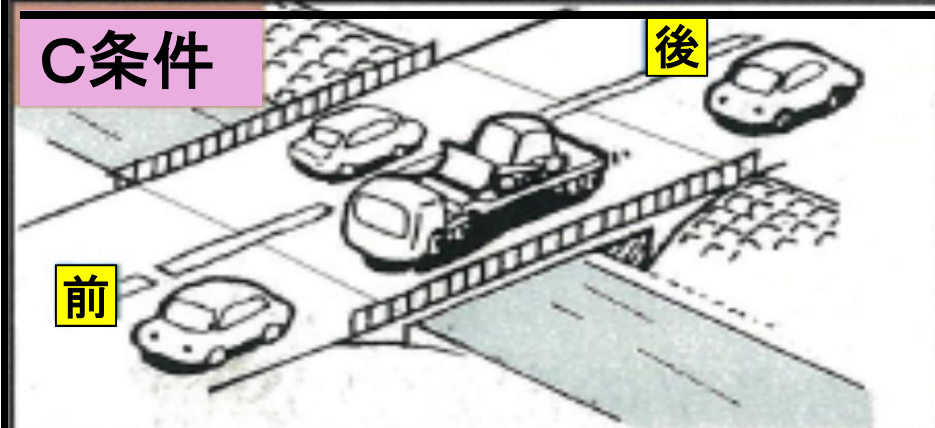
特別な条件を付さない

B条件



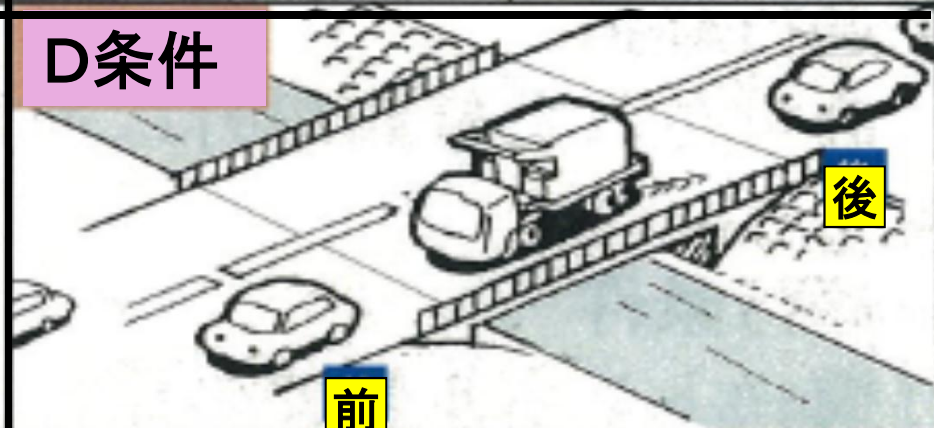
徐行・連行禁止

C条件



- ・徐行 ・連行禁止
- ・当該車の前後に誘導車の配置

D条件



- ・徐行 ・連行禁止
- ・当該車の前後に誘導車の配置(併進不可)

(イラスト出典:(公財)日本道路交通情報センター 資料)

申請に必要な書類

新規申請の場合

- 特殊車両通行許可申請(認定)書
- 車両内訳書(トラック・トラクタ、orトレーラ)
- 車両諸元に関する説明書(普通、包括)
- 通行経路表
- 通行経路図
- 自動車車検証の写し
- 軌跡図(超寸法車両のみ)
- その他道路管理者が必要とするもの



必要書類はそろっているか

申請の種類または、申請窓口(国土交通省・都道府県・市町村等)によって必要書類は異なる。

書類が正しく記入されているか

申請書は正しく記入されているか。または、正しくデータが入力されているか。

受 付

全てOKであれば受け付ける。

二以上の道路管理者に跨るか否か

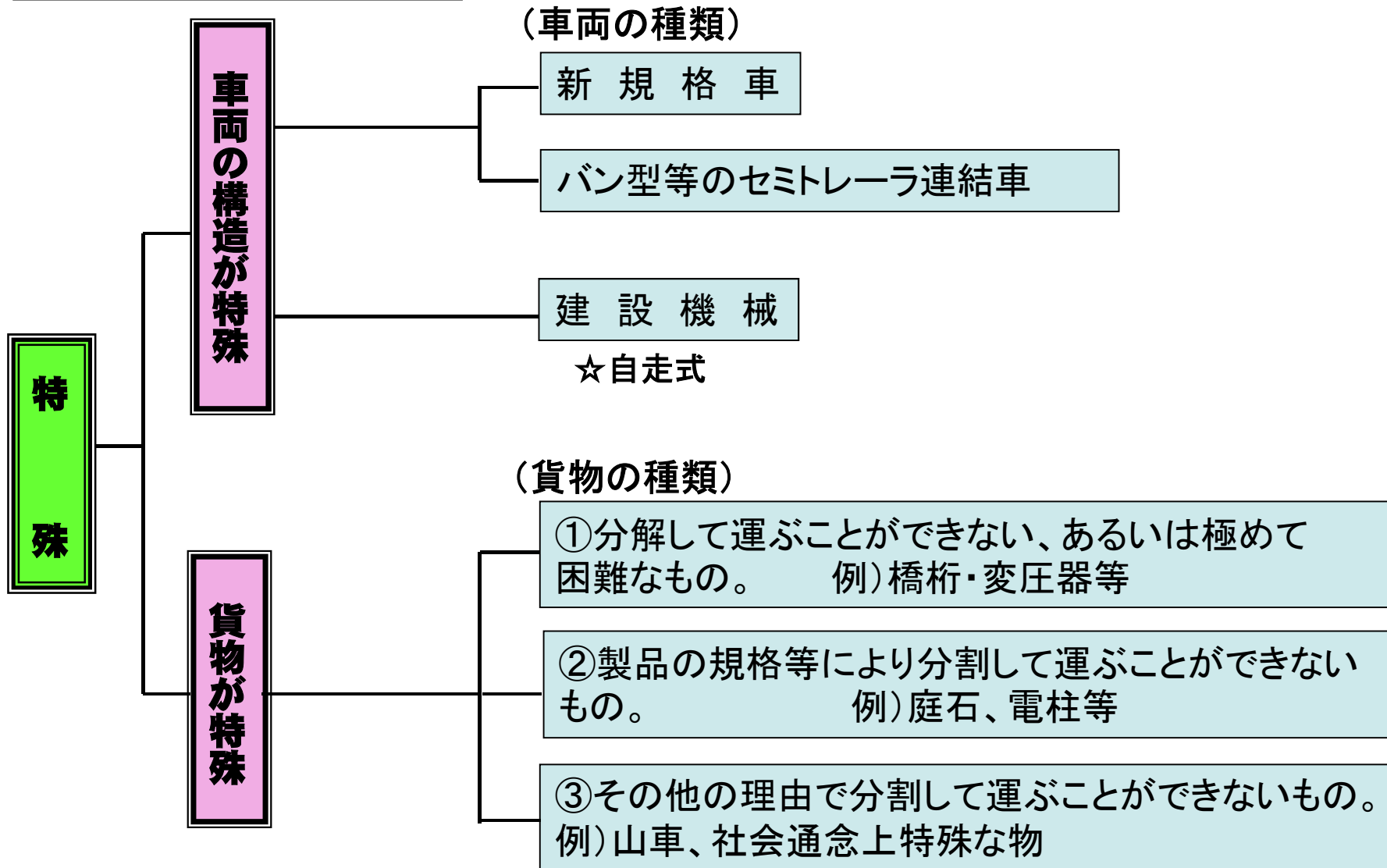
申請経路が二以上の道路管理者に跨れば**手数料が必要**。

手数料の徴収

申請台数 × 申請経路数 × **200円**。 往復申請は2経路

ここまでで申請書の『受理』が完了し、
『申請書の審査』に進みます。

特殊性の判断



手数料

通行経路が2以上の道路管理者に跨る場合は手数料が必要

1経路 200円 往復は2経路

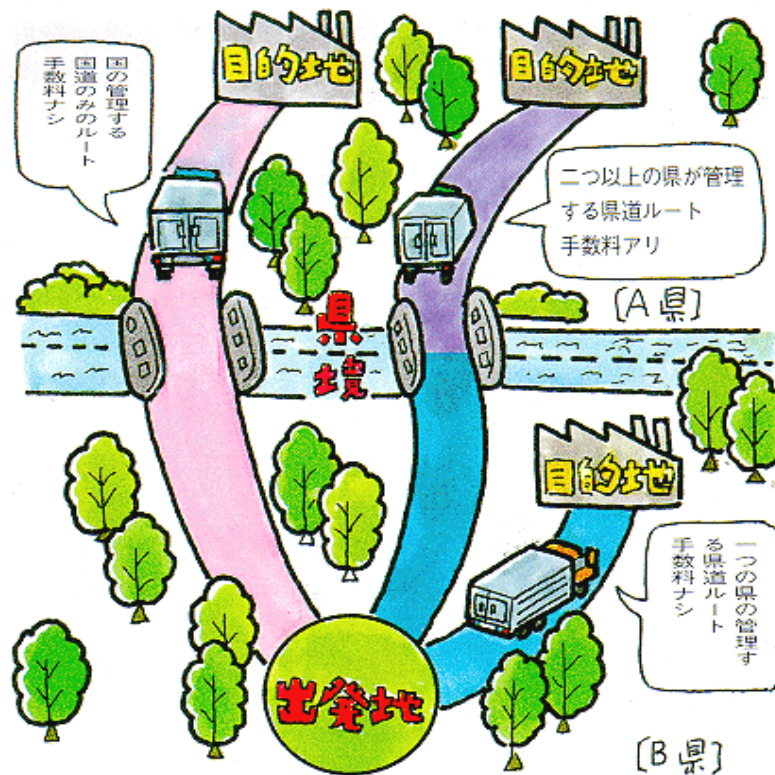
手数料の計算方法

申請車両台数 × (申請経路数) × 200円

計算例 ☆ 6ルートを申請

往復申請で4台の場合

4台 × (12経路) × 200円 = 9,600円



(イラスト出典:(公財)日本道路交通情報センター 資料)

上記の道路の色はそれぞれの管理者を示す

■ 国の管理する国道 ■ A県の管理する県道 ■ B県の管理する県道

手数料 [ナシ]

一つの道路管理者 (1色のみ) が管理する道路を通行する場合

手数料 [アリ]

二つ以上の道路管理者 (2色以上) が管理する道路を通行する場合

図Ⅱ-2-7 手数料の考え方イメージ

申請の提出方法及び作成方法

		申請書の提出方法	
		申請窓口に持参	インターネットを利用しオンラインで申請
申請書の作成方法	手書きで申請書類を作成	①書面申請	/
	パソコンで申請書類と申請データを作成	②FD申請 (CD-ROM版)	
	インターネット版申請支援システムを利用	②FD申請 (インターネット版)	③オンライン申請

電子証明書に代えて、申請者IDとパスワードで 特殊車両通行許可のオンライン申請ができるようになっていきます。

平成24年5月23日(水)午前9:30から

申請者IDとパスワードで手軽にオンライン申請を行うことができるようになります

<これまで>



これまでオンライン申請を行うには、申請書に電子署名を付与するため、認証局が発行する **電子証明書を別途購入** する必要がありました。このため、電子証明書の購入費用として **年間1万円程度の負担** が必要でした。

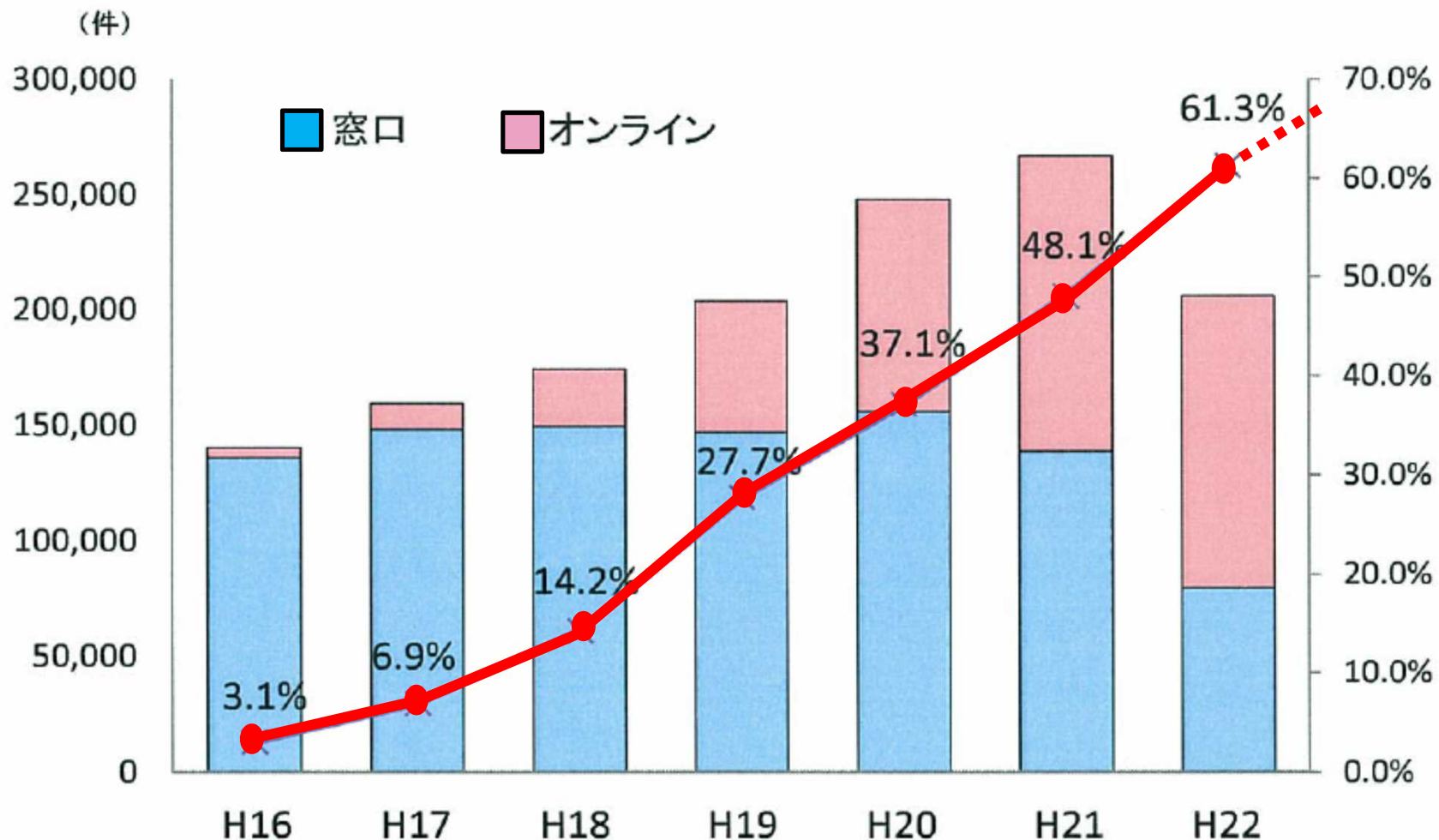
これからは電子証明書を購入することなく、**申請者IDとパスワードの入力**で手軽にオンライン申請を行うことができるようになります。

<これから>



- ※注1: 申請者IDとパスワードは、初回ログイン時に取得できます。
- ※注2: 既に申請者IDとパスワードを取得している方は、セキュリティ強化の観点から、初回ログイン時にパスワードの変更が必要となります。
- ※注3: 手数料はこれまでどおりです(200円/片道・1経路・1車両)。(経路が国管理道路のみの場合は無料です。)

特車許可申請件数及びオンライン利用率の推移



近畿管内のオンライン申請 (H25. 10月現在) 約70%

参考資料

- ◆申請の種類と区分
- ◆特殊車両の通行の特例
- ◆一般制限値の国際比較
- ◆特殊車両の種類
- ◆荷重が与える橋梁へのダメージ



申請の種類と区分

申請の性質による区分

新規申請

➡ 新たに特殊車両を通行させようとするときの申請

更新申請

➡ 既に許可されている申請書のうち許可期間のみを延長する申請

変更申請

➡ 許可を受けている申請内容に変更が生じたときに行う申請

- ① 車両の交換(買い替え・同一型式のみ)
- ② 車両台数の減(包括申請の場合)
- ③ 申請者の変更
- ④ 通行経路の変更(出発地・目的地が同一)
- ⑤ その他(会社名の変更等)

☆ 通行経路の変更 ➡ 新規申請

車両台数による区分

普通申請

⇒ **申請車両台数が1台** (単車の場合はトラック台数1台・連結車の場合はトラクター、トレーラが連結走行状態で1台)の申請をいい、通行経路は複数でもかまわない。

包括申請

⇒ **車両の台数が2台以上**の申請をいう。
但し、車種・通行経路・積載貨物・通行期間が同じであることが必要である。

申請経路による区分

片道申請 往復申請

⇒ 申請は片道でも往復でもどちらでも申請できる。
往復で申請する場合は、**往路・復路で通行条件の厳しい方を採用**（建設機械等車両構造が特殊な場合は、往復申請が必要）

一括申請

⇒ **申請経路が2以上の道路管理者**の管理する道路に係るものである場合に、そのいずれか一方の道路管理者に許可申請を行うことをいう。（申請に際して**手数料が必要**）
☆申請できる窓口は、通行経路上の指定市以上の道路管理者

特殊車両の通行の特例

重量に関する特例

- 指定道路 ➡ 高速自動車国道又は重さ指定道路については最遠軸距及び車両の長さに応じ25トまで可能
- 特例5車種 ➡ 高速自動車国道で最高36ト以下、その他の道路で最高27ト以下で、最遠軸距に応じて自由に走行できる車両。
- 追加3車種 ➡ 指定道路の25トまで。
- 特例8車種 ➡ (特例5車種＋追加3車種)ばら積み44トまで許可を得て通行が可能。

☆ばら積みー積載物の寸法において分割することが出来ないため通行許可の対象となる車両の場合、積載物の重量において分割が可能な場合でも、(電柱・矢板鋼)44トを超えないものは許可することが出来る。

特殊車両の通行の特例

重量に関する特例

- 新規格車 ➡ 高速自動車国道又は重さ指定道路について、最遠軸距及び車両の長さに応じ単車と連結車は25トまで可能

☆新規格車一車両制限令の改正により新たに高速自動車国道及び重さ指定道路を自由に通行できる単車及び連結車で総重量が20トを超えかつ25ト以下の車両で、重量以外は最高限度の範囲内の車両。(ワッペン貼付)

- 海上コンテナ車 ➡ 高速自動車国道又は重さ指定道路についてはフル積載。その他の道路については(S31年1等橋はB条件まで減載・その他の橋は算定要領による照査)により許可。

☆重量の特例措置については最遠軸距に応じた取扱となりますので、詳しくは、窓口担当に確認願います。

特殊車両の通行の特例

高さに関する特例

- 指定道路 ➡ 道路管理者が道路構造の保全及び交通の危険上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両は4.1mまで可能。

長さに関する特例

- 高速道路 ➡ 高速自動車国道を通行する場合でかつ、荷物が前後にはみだしていないもの限り、
 - セミトレーラ連結車 16.5m
 - フルトレーラ連結車 18.0mまで可能。




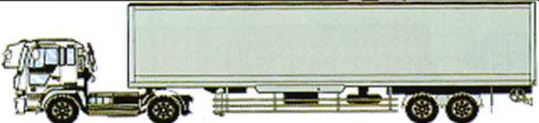
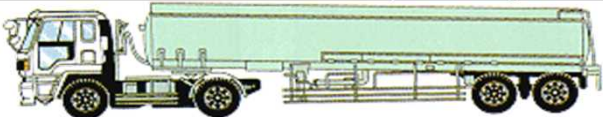
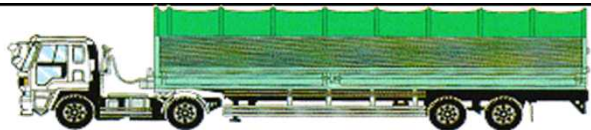
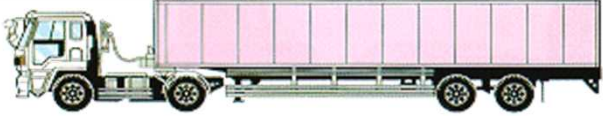
一般制限値

車両の寸法・重量の制限値の国際比較

	日本	イタリア	西ドイツ	スイス	アメリカ
長さ(m)	12.0	12.0	12.0	12.0	10.7~18.3
幅(m)	2.5	2.5	2.5	2.5	2.44~2.74
高さ(m)	3.8	4.0	4.0	4.0	4.11~4.42
総重量(t)	20.0	18.0	17.0	16.0	軸重・軸距による
軸重(t)	10.0	12.0	10.0	10.0	8.2~ 10.9

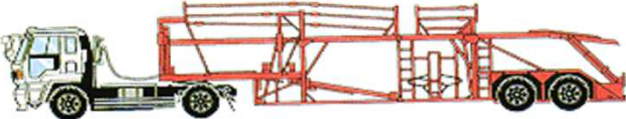


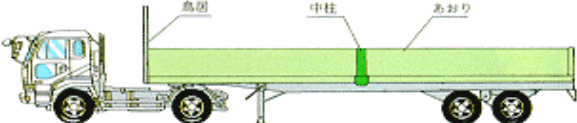
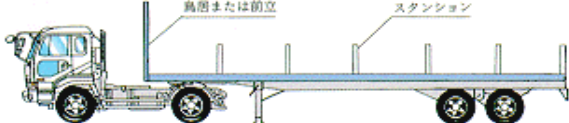


☆アメリカについては、州により幅があり。

特殊車両の種類

トラック・クレーン	
セミトレーラー	
ポールトレーラー	
バン型セミトレーラー (特例5車種)	
タンク型セミトレーラー (特例5車種)	
幌枠型セミトレーラー (特例5車種)	
コンテナ用セミトレーラー (特例5車種)	

(イラスト出典:(公財)日本道路交通情報センター 資料)

特殊車両の種類

<p>自動車運搬用セミトレーラー (特例5車種)</p>	
<p>海上コンテナ用セミトレーラー</p>	
<p>フルトレーラー</p>	
<p>あおり型セミトレーラー (追加3車種)</p>	
<p>スタンション型セミトレーラー (追加3車種)</p>	
<p>船底型セミトレーラー タイプⅠ (追加3車種)</p>	<p>タイプⅠ</p> 
<p>船底型セミトレーラー タイプⅡ (追加3車種)</p>	<p>タイプⅡ</p> 

(イラスト出典:(公財)日本道路交通情報センター 資料)

特殊車両通行許可制度について

ご静聴ありがとうございました。

(一社) 近畿建設協会
技術部 萩尾 正和

